

令和 7 年 2 月 5 日

介護保険事業者 各位

春日部市介護保険課長

要介護・要支援認定申請書の変更及び
認定申請に係る調査連絡票について（通知）

本市の介護保険行政の運営につきまして、日ごろより格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、次のとおり定めましたので、お知らせいたします。

記

1 要介護・要支援認定申請書の変更

（1）概要

介護保険法では、市は、要介護・要支援認定処分が申請から 30 日を超える場合は、被保険者に対して決定までの見込み期間とその理由を通知（延期通知）しなければならないと規定されています。

このうち更新申請については、有効期間内に要介護・要支援認定を行うことができる場合であれば、延期通知を省略して差し支えないとの方針が国より示されており、つきましては、本市において、現在の認定の有効期間内に要介護・要支援認定を行うことができる場合は、本人の同意を得た上で延期通知を省略いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

これに伴い、要介護認定申請書において、次のとおり同意説明文を追記いたしました。なお、新しい申請書様式につきましては、本市ホームページよりダウンロードしてご活用ください。

※様式第 7 号（第 7 条、第 8 条関係）介護保険要介護認定・要支援認定申請書（抜粋）

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を春日部市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示又は提供することに同意します。また、更新申請において、申請から 30 日以内に認定されない場合、現在の認定の有効期間内であれば、認定延期通知の省略に同意します。

本人氏名

2 認定申請に係る調査連絡票

(1) 概要

要介護・要支援認定申請において、個人情報保護及び認定調査業務の円滑な実施の観点より、「認定申請に係る調査連絡票」を別紙として作成し、要介護・要支援認定申請書の裏面に添付いたしました。

(2) 留意事項

今後の認定調査につきましては、「認定申請に係る調査連絡票」を使用し、市の調査員及び調査委託事業者へ依頼いたします。調査場所、日程調整にかかる連絡先など調査の際に必要な情報となりますので、必要事項についてご記入の上、申請いただきますようお願いいたします。

3 適用年月日

令和7年2月17日（月） 申請受付分より

※適用日前につきましても、新様式での申請は可能です。

4 様式ダウンロードについて

ホーム＞健康・保険・福祉＞介護保険＞介護保険申請書ダウンロード＞介護保険要介護認定・要支援認定申請書

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/3/3550.html>

【担当】介護保険課介護認定担当

電話：048－796－8295

mail:kaigo@city.kasukabe.lg.jp